

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

6 年

10 月

29 日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
玉医 六五九一三	三浦 夏穂	令和六年九月十九日
玉医 六五九一四	井垣 花咲里	令和六年九月十九日
玉医 六五九一五	石山 裕也	令和六年九月十九日
玉医 六五九一六	五十公野 真季	令和六年九月十九日
玉医 六五九一七	上坂 怜央	令和六年九月十九日
玉医 六五九一八	太田 蒼良	令和六年九月十九日
玉医 六五九一九	岡元 慎吾	令和六年九月十九日
玉医 六五九二〇	清住 かやの	令和六年九月十九日
玉医 六五九二一	柴田 詩織	令和六年九月十九日
玉医 六五九二二	菅野 詔子	令和六年九月十九日
玉医 六五九二三	立花 興	令和六年九月十九日
玉医 六五九二四	坪井 陽香	令和六年九月十九日
玉医 六五九二五	名倉 大智	令和六年九月十九日
玉医 六五九二六	二見 陽平	令和六年九月十九日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和

6 年

10 月

29

日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
玉葉 三〇三九九四	加藤 未来	令和六年九月二十日
玉葉 三〇三九九五	保木 緑	令和六年九月二十日
玉葉 三〇三九九六	重黒木 智美	令和六年九月二十五日
玉葉 三〇三九九七	玉城 美夕	令和六年九月二十五日
玉葉 三〇四〇〇九	國馬 誠一郎	令和六年九月二十七日
玉葉 三〇四〇一〇	大西 義弘	令和六年十月一日
玉葉 三〇四〇一一	篠崎 史歩	令和六年十月一日
玉葉 三〇四〇一二	新井 聰太	令和六年十月七日
玉葉 三〇四〇一三	細井 由香	令和六年十月七日
玉葉 三〇四〇一二	岡部 真子	令和六年十月九日
玉葉 三〇四〇一四	龜井 智光	令和六年十月九日
玉葉 三〇四〇一五	山 朋子	令和六年十月十五日